

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

1.入院基本料について

【急性期一般病棟】

○A 病棟

当病棟では、1 日に 15 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内です。
- ・夕方 17 時～翌朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 26 人以内です。

○B 病棟

当病棟では、1 日に 15 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内です。
- ・夕方 17 時～翌朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 24 人以内です。

【回復期リハビリテーション病棟】

当病棟では、1 日に 7 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 14 人以内です。
- ・夕方 17 時～翌朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 21 人以内です。

当病棟では、1 日に 3 人以上の看護補助者が勤務しています。なお時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝 9 時～夕方 17 時まで、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 41 人以内です。
- ・夕方 17 時～翌朝 9 時まで、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 41 人以内です。

【療養病棟】

当病棟では、1 日に 7 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 18 人以内です。
- ・夕方 17 時～翌朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 26 人以内です。

当病棟では、1 日に 7 人以上の看護補助者が勤務しています。なお時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝 9 時～夕方 17 時まで、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 11 人以内です。
- ・夕方 17 時～翌朝 9 時まで、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 52 人以内です。

2.DPC 対象病院について

当院は入院費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算する“DPC 対象病院”となっております。※医療機関別係数 1.3235

(基礎係数(1.0451)+機能評価係数Ⅰ(0.2125)+機能評価係数Ⅱ(0.0484)+救急補正係数(0.0175)+激変緩和係数(0.0000))

3.入院時食事療養について

当院は入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っております。栄養管理士によって管理された食事が適時(朝食 8 時、昼食 12 時、夕食 18 時)・適温で提供されております。